		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校単位の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から完業後パンフ等へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	キ．その他		ア．自治体のホームページ・ホームページ上の文書の使用	イ．漢字にはふりがなを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各費目の援助額や年間の援助額の記載	オ．外国語版の申請書を作成	カ．その他	
10	19	17	18	8	8	7	10	12	2	2	5	5	0	0	19	0	0	0	1	13	5	0	0	0	2		6	0	12	6	0	4	4
山口県	下関市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者宛にメールで告知			○					○					○	・準要保護の希望者の5ヵ月年度始め金の滞納があり、相談あが学校長口座で、新年度も学校長口座の場合は、学校（一教育委員会）に専用の申請書を提出。（申請書のみ提出）・要保護（修学旅行費）の希望者は専用の申請書を生活支援課（一教育委員会）に提出。（申請書のみ提出）			○	○			
山口県	宇部市	○	○		○			○							○						○				○	要保護については、福祉事務所から生活保護受給世帯届の提供を受け、要保護者として認定している。申請書の提出は不要			○				
山口県	山口市	○	○	○		○		○			○	広報番組やラジオで制度を周知、学校だよりに就学援助の記事を掲載するよう依頼。			○					○									○	○			
山口県	萩市	○	○		○	○		○							○						○								○	○			
山口県	防府市	○	○	○			○	○							○					○							○		○				
山口県	下松市	○	○		○		○	○							○					○							○						
山口県	岩国市	○	○		○	○		○		○					○						○								○				
山口県	光市	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○	○		○	・配布文書は目立つように色紙を使用・学校を通して転入者にも書配布・児童扶養手当申請（他課）の受付時に就学援助に関する情報提供を実施。
山口県	長門市	○	○	○			○	○							○						○								○	○			
山口県	柳井市	○	○	○			○	○							○					○							○						
山口県	美祢市	○	○	○	○	○		○							○					○									○				
山口県	周南市	○	○		○		○	○		○					○					○												○	子育てをサポートする観点と連携し、就学援助制度の利用が必要な家庭に周知を図っている。
山口県	山陽小野田市	○	○		○			○	○		○	・入学通知書とともに就学援助制度の書類を郵送。 ・就学援助を受けている保護者に、次年度の申請書類を郵送。			○					○								○	○			
山口県	周防大島町	○	○								○	就学時健診通知に就学援助制度、入学準備金申請案内を同封する。中学校入学予定者については、同時期に小学校へ申請案内の配布を依頼し、制度の周知を行う。			○						○										○	就学時健診通知に就学援助制度、入学準備金申請案内を同封する。中学校入学予定者については、同時期に小学校へ申請案内の配布を依頼し制度の周知を行う。
山口県	和木町	○	○			○	○	○							○					○							○						
山口県	上関町		○	○											○					○							○						
山口県	田布施町		○	○			○	○			○	申請時期（4～5月）に町ホームページへ申請情報を掲載			○					○												○	入学時及び毎年度の進級時に案内文を配布しており、申請年度の有無に関わらず、全児童・生徒の保護者に対し周知している。
山口県	平生町	○	○	○				○							○					○									○				
山口県	阿武町	○				○	○	○	○						○				○										○				

2. 新入学児童を対象学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で生徒（主及び保護者）に対して案内（配布に関係がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）①ア. イ. ウ. エ に○をした場合、（入学前支給の）①周知時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象が増加すると、支給後に転居へ→した場合の対応など、事務負担が増加するから	エ. （入学前支給と位置づけ）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
10	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	18	0	11	14	4	9	3	2	1	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0
山口県	下関市	○							○											○			○								○	既学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者同にメールで告知							
山口県	宇部市	○							○										○			○	○		○														
山口県	山口市	○							○											○		○	○	○			○												
山口県	萩市	○							○											○		○	○		○	○													
山口県	防府市	○							○											○		○	○	○															
山口県	下松市	○							○											○		○	○		○														
山口県	岩国市	○							○											○			○	○	○														
山口県	光市	○							○										○			○	○		○														
山口県	長門市	○							○											○				○															
山口県	柳井市	○							○											○			○	○															
山口県	美祢市	○							○									○				○			○														
山口県	周南市	○							○											○		○	○		○		○	○											
山口県	山陽小野田市	○							○											○		○	○		○					○									
山口県	周防大島町	○							○											○											○	既学時健康診断の案内を送付（9月上旬）する際、入学前支給（申請書提出期限10月末）の申請案内を同封している。							
山口県	和木町	○							○											○		○	○			○													
山口県	上関町	○							○											○										○									
山口県	田布施町	○							○											○			○		○						○	申請時期（12～1月）に町ホームページへ申請情報を掲載							
山口県	平生町	○							○											○		○	○	○															
山口県	阿武町	○							○											○						○													

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童自らその費用を無償化しているため、入学前支援を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支援を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校> ア．年度の間隔だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定関数が増える、事務量に伴う負担が増えるなど、事務量が増加するから	エ．入学前支援となる保育体験日の教育費負担額調整度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童数の設定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に実施	エ．就学援助制度の活用により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	16	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	1	8	2	2	2
山口県	下関市	○							○											○											○					
山口県	宇部市	○							○										○											○						
山口県	山口市	○							○											○								○								
山口県	萩市	○							○											○								○								
山口県	防府市	○							○											○														○	整備されておらず、検討もしていない。
山口県	下松市	○							○											○														○	設定基準を設けていない
山口県	岩国市	○							○											○								○								
山口県	光市	○							○										○											○						
山口県	長門市	○							○											○								○								
山口県	柳井市	○							○											○													○			
山口県	美祢市	○							○									○												○						
山口県	周南市	○							○											○										○						
山口県	山陽小野田市	○							○											○								○								
山口県	周防大島町	○							○											○										○						
山口県	和木町	○							○											○										○						
山口県	上関町	○							○											○										○						
山口県	田布施町	○							○											○													○			
山口県	平生町	○							○											○										○						
山口県	阿武町	○							○											○								○								

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる収要確保への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村税課税最低課税額に関する係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村税の課税	ウ 市区町村税の非課税	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 母子及び寡婦福祉資金の貸付	ク PTA会費、学級費の学校納付金の減免が行われている者	ケ 母子・父子家庭の調査	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付が、他の思い、家計、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変化が変わるものの(例:生活保護の1.3倍の場、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛を定めているものの(例:生活保護の1.3倍の場(39万円)、1.5倍(45万円等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛を定めているものの(例:生活保護の1.3倍の場(39万円)、1.5倍(45万円等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例、課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および安額を(5)に記入してください。)	テ その他	係数(倍率) 倍	係数(倍率) 倍		ア 基準額が変わる(または認定基準に変動)	イ 基準額が変わない(従前の認定基準を継続)	ア 生活保護基準変更によりの影響が生じないと想いるが、見直し後の生活保護基準に基づく基準保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく基準保護の認定基準により再認定など)	イ 生活保護基準変更によりの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ 生活保護基準変更によりの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ その他	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させない		
10	10	11	12	10	11	11	13	3	1	10	8	2	2	3	7	7	2	8	0	4	15	0	4	2	3	8	1	0	2	0	0	8	8	
山口県	下関市	○			○	○	○									○					1.3			0倍～0.5倍未満、0.5倍以上～1.0倍未満、1.0倍以上～1.1倍未満、1.1倍以上～1.2倍未満、1.2倍以上～1.3倍未満	○		○							20%未満
山口県	宇部市																	○			1.3													20%未満
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3			区分1(1.3倍)、区分2(1.3～1.5倍)、区分3(1.5～1.87倍)の3段階で認定										30%未満
山口県	萩市		○				○										○				1.3					○						平成27	10	20%未満
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○				児童生徒の属する世帯の前年度の所得が特別支援教育就学奨励費の要保護測定に用いる基準金額に基づき本市教育委員会が定めた基準額の1.3倍未満であるもの										20%未満
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3													15%未満
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.3					○						平成24	12	15%未満
山口県	光市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○						平成25	7	15%未満
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○				○					15%未満
山口県	柳井市																			○				同一生計者の所得額が、特別支援教育就学奨励費の要額算定を基に教育委員会が定める異常額の1.3倍未満である。										20%未満
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
山口県	周南市																	○			1.3													20%未満
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○			○	○	1.3			世帯の主たる生計維持者の疾病、失業、失踪等により、世帯の経済状況に急変が生じ、児童生徒の就学に資する見同を発揮することが難しい困難な状況にあると教育委員会が認めた者。			○							25%未満
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			20%未満
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					1.3					○						平成29	4	10%未満
山口県	上関町															○					1.3				○				○					15%未満
山口県	田布施町																			○				認定を受けようとする年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割額(住宅借入金等特別控除前)の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 (1) 20,240円 (2) 認定の前年度12月31日現在の16歳未満の世帯構成員の数に21,300円を乗じて得た額										10%未満
山口県	平生町																	○			1.3													20%未満
山口県	阿武町		○				○							○				○			1.3													10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・現物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・現物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・現物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・現物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
12	19	18	0	0	0	0	0	17	17	2	1	19	0	0	0	0	0	16	16	1	1	10	4	4	8	8	8	0	0	0	3	10	3	3	16	16	16	0	0	0	0	13
山口県	下関市	○								○		○								○		○	○	37,105								○			○	22,690	17,367					①学用品費：5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ②新入学用品費：5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ③通学用品費（学用品費に含む）：校外活動費（日帰り）：5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ④校外活動費（宿泊）：5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額
山口県	宇部市	○						○	15,500			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	14,725					・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含む。 学用品費＋年生：13，230円、2～6年生：15，500円 ・通学費については、令和4年度該当者がいなかったため、実績なし。
山口県	山口市	○						○	16,300			○						○	54,080													○			○	22,690	16,632					
山口県	萩市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							R4年度実績なし	○	○	16,624								
山口県	防府市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	16,072					通学用品費は、第1学年を除き支給
山口県	下松市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	53,447					○			○	22,690	15,671					医療費については、実績なし
山口県	岩国市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	15,713					通学費、実績なし。医療費、実績なし。
山口県	光市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	16,750					医療費について、費目設定はあるが実績なし。
山口県	長門市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	18,322					通学費については実績なし。
山口県	柳井市	○						○	11,640			○						○	51,110													○			○	21,580	14,777					
山口県	美祢市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	18,000	16,199					
山口県	周南市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	16,865					
山口県	山陽小野田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	20,519					・通学費については令和4年度実績なし。 ・通学用品費は第1学年を除く。
山口県	周防大島町	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,660					通学費については、スクールバス等を運行しているため、予算計上をしていない。
山口県	和木町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,281								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし。
山口県	上関町	○						○	13,650			○						○	50,600													○	○	0								修学旅行、校外活動費(宿泊)は、対象児童がいないため。
山口県	田布施町	○								○	学用品費と通学用品費(合算)・・・1年生は定額11,630円。2-6年生は定額13,500円	○						○	54,080													○			○	22,690	15,033					
山口県	平生町	○						○	11,640			○						○	51,130													○			○	21,580	14,970					医療費は実績なし。
山口県	阿武町	○						○	11,630			○						○	54,080		実績なし											○			○	22,690	21,897					・通学用品費は、第1学年を除く ・校外活動は、コロナウィルス感染拡大防止のため実施できず。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |